

岩手県告示第528号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定したいので、その旨告示する。

令和2年8月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 滝沢市砂込鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区域 滝沢市砂込鳥獣保護区のうち、滝沢市滝沢字砂込地内の市道第4砂込線と国道4号との交点を起点とし、起点から同国道を南西に進み岩手県たばこ耕作組合に至る道路との交点に至り、同点から同道路を北に進み岩手県たばこ耕作組合前に至り、さらに同道路を東に進みさらに北に進み堆肥舎前に至り、さらに同道路を東に進みさらに北に進み岩手県鳥獣保護センター前を通り市道第4砂込線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 特別保護地区の指定目的 滝沢市砂込鳥獣保護区は、滝沢市滝沢字砂込地内の国道4号と国道282号の分岐点から北側の国道4号と国道282号の間に位置し、森林と牧草地等の草原が調和した平坦な地形であり、森林性や草原性の鳥獣の生息に適した環境となっており、多様な鳥獣が生息している。

当該鳥獣保護区の中でも、当該区域は、天然林が多く残されており、鳥獣の生息地として特に重要な区域となっている。

このことから、当該区域を鳥獣保護区特別保護地区に指定し、鳥獣の生息環境の保全及び野生鳥獣の保護繁殖を図るものである。
 - (3) 管理方針
 - ア 当該特別保護地区については、鳥獣の生息環境を保全するため、現状のままの保全を基本とする。
 - イ 定期的な鳥獣の生息状況のモニタリング調査を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
 - ウ 特別保護地区内における許可を要する行為については、鳥獣の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、地元自治体や関係機関との調整を図る。
- 5 縦覧期間及び縦覧場所
 - (1) 縦覧期間 令和2年8月21日から同年9月3日まで
 - (2) 縦覧場所 岩手県環境生活部自然保護課及び盛岡広域振興局保健福祉環境部